

厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領（平成 30 年度）

1. 厚生労働省「ものづくりマイスター制度」概要

「ものづくりマイスター制度」とは、高度な技能を持ったものづくりマイスターが、技能競技大会の競技課題等を活用し、中小企業や教育訓練機関で広く若年技能者への実技指導等を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものである。

2. 実施体制

(1) 中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、ものづくりマイスターの認定・登録及び「ものづくりマイスター認定・登録システム」（以下「システム」という。）の管理・運営を行う。

(2) 地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）は、ものづくりマイスターの掘り起こし・募集・申請書類の確認・センターへの取次ぎ及び結果通知・認定証交付・派遣コーディネートを行う。

3. ものづくりマイスターの認定・登録

(1) ものづくりマイスターの認定基準

ものづくりマイスターは、次の①から③までのすべての要件を満たす者とする。

① 次のアからキまでのいずれかに該当すること

ア 別表第 1 の左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）の特級又は 1 級若しくは単一等級の技能士

イ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、別表第 1 の右欄に掲げるものにおける成績優秀者（銅賞まで）

ウ 高度熟練技能者のうち認定対象職種に該当するもの

エ 卓越した技能者（現代の名工）のうち認定対象職種に該当するもの

オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定 1 級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種に該当するもの

カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 65 条の規定により、1 級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち認定対象職種に該当するもの

キ 別表第 2 の左欄各号に掲げる職種について、右欄に掲げる要件に該当する者

② 当該職種の実務経験が 15 年以上あること

③ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること

(2) 申請資格

次の要件を満たしていることを申請資格とする。

① 応募時に、企業等に所属している者は代表者又は所属長の、それ以外の者は第三者（いづれも二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。）から、ものづくりマイスターとしてふさわしい者として推薦を受けられること。

② 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

(3) 認定・登録方法

- ① 認定希望者は、別添の「ものづくりマイスター認定申請要領（申請者用）」により、「ものづくりマイスター認定申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）を在職者は事業所所在地、在職者でない者は居住地のコーナーへ提出し、申請することを原則とする。
- ② コーナーは、認定希望者に対して認定基準、申請資格に該当するかを確認のうえ、必要に応じて面接を行い、申請書類及びその他必要書類を確認し、「申請書」のコーナー使用欄に必要な事項を記入して、コピーを保存する。

なお、「申請書」のコピーは、認定の可否に関わらず整理しファイルして保存し、個人情報情報の取扱い等に注意すること。

- ③ ものづくりマイスターの認定・登録等は、次の手順をもって完了する。
 - ア コーナーは、「申請書」のコーナー使用欄に必要な事項を記入のうえ、「申請書」の原本にシステムにより作成した「候補者台帳」（様式第2号）を添えて、原則として認定委員会の開催を予定する月の前月のセンターが定める期日までにセンターへ提出する。
 - イ センターは、提出された「申請書」に基づいて審査委員会に諮り認定の可否を決定し、認定者の記載事項をシステムのデータベースへ登録するとともに、認定者個々の認定番号（データ登録番号と同じ：以下省略）を確定し、認定番号等を記入した「候補者台帳」（様式第2号）と「ものづくりマイスター認定証」（様式第3号）をコーナーに送付する。
 - ウ コーナーは、認定番号を「申請書」コピー右上の当該欄に記入（以降、この認定番号により管理する。）した上で、「ものづくりマイスター認定結果通知」（様式第4号）によりセンターから送付された認定証の交付を行う。

また、認定に至らなかった者には「ものづくりマイスター認定結果通知」（様式第4号-2）により通知を行う。

- エ 認定されたものづくりマイスターは、認定後速やかに指導技法等講習を受講するものとし、コーナーはその受講状況を随時「指導技法等講習受講状況報告書」（様式第5号）により報告する。

なお、次に該当する者は指導技法等講習の受講を免除することができる。

- ① 48時間講習修了者
- ② 職業訓練指導員免許保持者
- ③ 高度熟練技能者活動経験者
- ④ 特級技能士
- ⑤ 技能継承等インストラクター研修修了者（平成21年度実施）

- オ コーナーは、「ものづくりマイスターシンボルマーク」の腕章・ワッペンを管理するとともに、派遣に際してはものづくりマイスターにそれらを貸与する。

また、ものづくりマイスターから、「ものづくりマイスターシンボルマーク」の電子データを求められた場合、コーナーは当該データをシステムから交付する。

認定申請手続きの流れ



(4) 登録内容の変更

- ① ものづくりマイスターは、登録内容に変更が生じた場合、申請種別欄の変更欄にチェックした「申請書」(以下、「申請書(変更)」という。)を速やかに登録したコーナーへ提出する。
- ② 「申請書(変更)」には、太枠内の必須項目(申請種別、認定番号、氏名)及び変更する項目のみ記載すること。
- ③ コーナーは、「申請書(変更)」のコピーを保存し、原本をセンターへ提出する。
- ④ 本人の責によらない軽微な変更(住所表示変更等)については、コーナーが代行して差し支えない。その場合はコーナー使用欄の備考に明記のこと。
(活動条件の変更により一時的に活動ができなくなった場合は、HP「ものづくりマイスターデータベース」上、非公開扱いとする。)

(5) 登録の解除

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を解除する。

- ① 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合
- ② 申請内容に虚偽が判明し、悪質と判断された場合
- ③ ものづくりマイスター本人から、登録取消しの申し出があった場合

なお、コーナーは上記①～③の事案が発生した場合は、速やかに「登録の解除にかかる報告書」(様式第6号)をセンターへ提出する。

(6) 公表

ものづくりマイスターの情報提供として、認定職種及び「申請書」に記載された事項のうち、次の内容をHP「ものづくりマイスターデータベース」上で公開する。

- ① 氏名及び性別
- ② 登録地(都道府県名)
- ③ 所属企業名及び所在地(市区町村まで)
- ④ 技能に係る主な取得資格・免許等(技能検定職種・作業名は現在の呼称で統一)
- ⑤ 得意とする指導内容
- ⑥ 活動条件
- ⑦ 主な技能指導実績(指導の目的・内容、期間)
(WEB上で環境依存文字となる漢字はJIS第1水準、第2水準文字で表示する。)

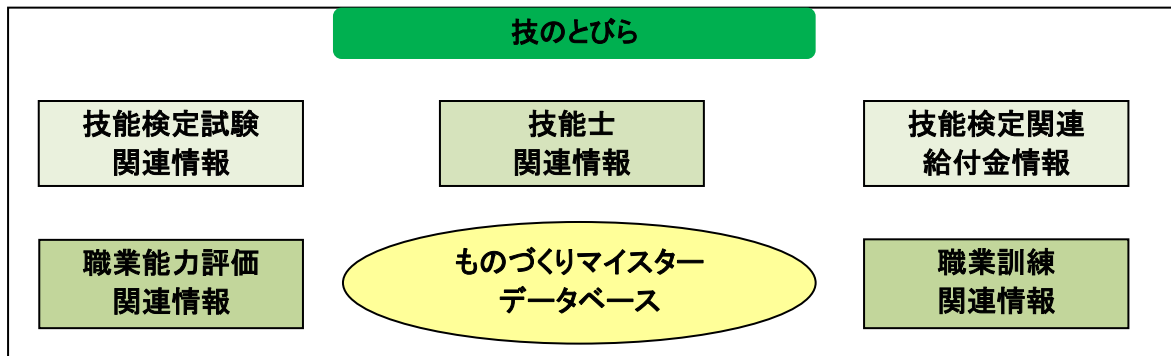
(7) 個人情報の扱い

収集した個人情報は、個人情報保護法に基づく、受託者が定めるものにより適切に管理すること。

4. HP「ものづくりマイスターデータベース」概要

HP「ものづくりマイスターデータベース」は、ものづくりマイスターの情報をデータベース化し、ものづくり現場の従事者をはじめとする国民へ広く情報提供するものである。このデータベースは、「若年技能者人材育成支援等事業」の一環として運営する。

(概念図)



5. その他

本要領において判断のできない事例が生じた場合は、その都度、センターを通じ厚生労働省あて協議すること。

6. 様式等

- | | |
|--|-----------|
| (1) ものづくりマイスター認定申請要領（申請者用） | 別添 |
| (2) ものづくりマイスター認定申請書 | 様式第 1 号 |
| (3) ものづくりマイスター候補者台帳 | 様式第 2 号 |
| (4) ものづくりマイスター認定証 | 様式第 3 号 |
| (5) ものづくりマイスター認定結果通知 | 様式第 4 号 |
| (6) " （認定に至らず） | 様式第 4 号-2 |
| (7) 指導技法研修受講状況報告書 | 様式第 5 号 |
| (8) 登録の解除にかかる報告書 | 様式第 6 号 |

平成 25 年 6 月 18 日制定
平成 26 年 5 月 19 日改正
平成 26 年 9 月 26 日改正
平成 27 年 4 月 21 日改正
平成 28 年 4 月 15 日改正
平成 29 年 4 月 5 日改正
平成 30 年 4 月 10 日改正

別表第 1

ものづくりマイスター 認定対象職種

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種（33 職種）
(1) 造園	造園
(2) さく井	
(3) 金属溶解	
(4) 鋳造	
(5) 鍛造	
(6) 金属熱処理	
(7) 粉末冶金	
(8) 機械加工	精密機器組立て
	旋盤
	フライス盤
(9) 放電加工	
(10) 金型製作	
(11) 金属プレス加工	
(12) 鉄工	構造物鉄工
(13) 建築板金	
(14) 工場板金	自動車板金
	曲げ板金
(15) めっき	
(16) アルミニウム陽極酸化処理	
(17) 溶射	
(18) 金属ばね製造	
(19) ロープ加工	
(20) 仕上げ	機械組立て
	抜き型
(21) 切削工具研削	
(22) 機械検査	
(23) ダイカスト	
(24) 機械保全	
(25) 電子回路接続	
(26) 電子機器組立て	電子機器組立て
(27) 電気機器組立て	工場電気設備
(28) 半導体製品製造	
(29) プリント配線板製造	
(30) 自動販売機調整	
(31) 産業車両整備	
(32) 鉄道車両製造・整備	
(33) 光学機器製造	
(34) 複写機組立て	
(35) 内燃機関組立て	
(36) 空気圧装置組立て	
(37) 油圧装置調整	

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種 (33 職種)
(38) 縫製機械整備	
(39) 建設機械整備	
(40) 農業機械整備	
(41) 冷凍空気調和機器施工	冷凍空調技術
(42) 染色	
(43) ニット製品製造	
(44) 婦人子供服製造	洋裁
(45) 紳士服製造	
(46) 和裁	和裁
(47) 寝具製作	
(48) 帆布製品製造	
(49) 布はく縫製	
(50) 機械木工	
(51) 木型製作	木型
(52) 家具製作	家具
(53) 建具製作	建具
(54) 紙器・段ボール箱製造	
(55) プリプレス	
(56) 印刷	
(57) 製本	
(58) プラスチック成形	
(59) 強化プラスチック成形	
(60) 陶磁器製造	
(61) 石材施工	石工
(62) パン製造	
(63) 菓子製造	洋菓子製造
(64) 製麺	
(65) ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
(66) 水産練り製品製造	
(67) みそ製造	
(68) 酒造	
(69) 情報配線施工	情報ネットワーク施工
(70) 建築大工	建築大工
(71) 枠組壁建築	
(72) かわらぶき	
(73) とび	とび
(74) 左官	左官
(75) 築炉	
(76) ブロック建築	
(77) エーエルシーパネル施工	
(78) タイル張り	タイル張り
(79) 畳製作	
(80) 配管	配管
(81) 厨房設備施工	
(82) 型枠施工	

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種（33 職種）
(83) 鉄筋施工	
(84) コンクリート圧送施工	
(85) 防水施工	
(86) 樹脂接着剤注入施工	
(87) 内装仕上げ施工	
(88) 熱絶縁施工	
(89) カーテンウォール施工	
(90) サッシ施工	
(91) 自動ドア施工	
(92) バルコニー施工	
(93) ガラス施工	
(94) ウェルポイント施工	
(95) テクニカルイラストレーション	
(96) 機械・プラント製図	機械製図
(97) 電気製図	
(98) 金属材料試験	
(99) 貴金属装身具製作	貴金属装身具
(100) 印章彫刻	
(101) 表装	
(102) 塗装	
(103) 路面標示施工	
(104) 広告美術仕上げ	
(105) 義肢・装具製作	
(106) メカトロニクス	メカトロニクス
(107) 電気溶接	電気溶接
(108) 電工	電工
(109) 自動車工	自動車工
(110) 車体塗装	車体塗装
(112) 時計修理	時計修理

※「111 IT ネットワークシステム管理」は、H29 年度より IT マスター職種に移行したため、表中から削除された（コードは欠番）。

別表第 2

ものづくりマイスター 認定対象要件

ものづくりマイスター認定職種名	要件
(108) 電工	電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた、電気機器組立て職種の特級又は一級の技能士であること
(109) 自動車工	自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による一級小型自動車整備士であること